

インターンシップ実施に関する協定書

長浜市(以下、甲という)と滋賀文教短期大学(以下、乙という)の間において、平成28年度に実施する乙のインターンシップの受入れについて、次の通り覚書を締結する。

1. 実習生の受入れ

甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

2. インターンシップ(就業体験)の概要

甲が別に作成する「インターンシッププログラム」の通りとする。

3. 実習生の身分

実習生は、乙の学生の身分を有したまま実習を行うものとし、甲の職員としての身分は有しない。

4. 法令遵守義務

乙は、実習生に対し、法令、条例等を遵守すること及び実習のプログラムの遂行にあたり、甲の実習担当者の指揮、監督、助言等に従うことを、実習開始前に徹底指導すること。

5. 実習生の守秘義務

乙は、実習生に、実習期間中において知り得た個人情報及び甲の内部情報等について、実習期間中はもとより実習期間終了後も、甲以外の第三者に開示又は漏えいしないことを指導し、遵守させる。

6. 報酬等経費の負担

甲は、実習生に対する報酬、賃金および手当等その他実習に伴う経費の負担を負わない。

7. 実習中の事故に係る責任等

乙は、実習期間中の事故等に備えて、実習生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

甲は、実習中の実習生の安全確保に努めることとし、実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、乙及び実習生が自らの責任において対応する。

実習生が故意または過失により甲に損害を与えたときは、乙及び実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。

実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙及び実習生は当該賠償により甲が被った損害を補填しなければならない。

8. 誓約書の提出

実習生は、研修に先立ち、甲に対し「誓約書」を提出する。

9. 学生の個人情報の取扱い

甲は、実習生の個人情報について、その取り扱いに十分留意するとともに、乙及び研修生の同意なく実習に関わらない目的での使用や第三者への提供を行ってはならない。

10. 実習の中止

誓約書に違反する行為が生じた場合、甲は乙と協議の上、実習を中止することができる。

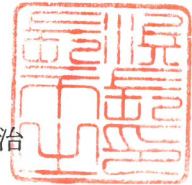
11. その他の対応

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

本覚書は、締結の日から発効する。本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年 8 月 4 日

滋賀県長浜市八幡東町632
甲 長 浜 市 長 藤 井 勇 治



滋賀県長浜市田村町335
乙 滋賀文教短期大学 学長 松本 博文

